■ ■ ■ ■ ■ ■ 規　約

（名称）
第１条　本会は、■■■■■■と称する。
（事務所）
第２条　本会の事務所は、山梨県■■市（山梨県■■郡■■町）に置く。
（目的）
第３条　本会は、■■　■■　氏の政治活動を支援することを目的とする。
（事業）
第４条　本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
一　研究会、講演会等の開催
二　会報等の発刊及び配布
三　■■■■■■■■■■
四　会員相互の親睦を図る事業
五　その他本会の目的の達成のために必要な事業
（会員）
第５条　本会は、本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
（役員）
第６条　本会に次の役員をおく。
一　会長　　１名
二　副会長　　■名
三　幹事　　■名
四　会計責任者　　１名
五　会計責任者の職務代行者　　１名
六　監事　　■名
（役員の選出及び任期）
第７条　役員は、総会において選出する。
２　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
（会議）
第８条　本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。
２　総会は、年１回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時に開催するものとする。
３　役員会は、必要に応じ開催する。
（経費）
第９条　本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
２　本会の会費は、年■■■円とする。
（会計年度及び会計監査）
第10条　本会の会計年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。
２　会計責任者は、本会の経理につき年１回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
（規約の改廃）
第11条　本規約の改廃は、総会において決定する。
（補則）
第12条　本規約の定めの無い事項については、役員会で決定する。

附　則
本規約は、令和■■年■■月■■日から実施する。

市町村名までで足りる

・肩書は入れない
・戸籍名で記載する

設立届の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致します。